			する小規模企業者である場合であって、ロに規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人が行うこととしているときは、イに掲げる事項を除く。）
第三条第五項第六号ニ及び第六項	国税庁長官	財務大臣	同号中「輸入の許可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日付」
第三条第五項第七号	同号イ中「、勘定科目」とあるのは、「その他の日付」		
第三条第七項	法第六条第二項	関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第二項	
	所轄税務署長等（法第四条第一項に規定する所轄税務署長等をいう。次項、第五条第三項及び第六条において同じ。）	関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（第六条において「承認税関長」という。）	
第四条第一項	法第五条第一項	関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項	
	受けている国税関係帳簿	受けている関税関係帳簿	
第四条第一項第二号	国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。）	輸入の許可の年月日	
第四条第一項第五号	国税関係帳簿の	関税関係帳簿の	
	当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定	三年を経過する日までの間	